

定 款

(新)

社会医療法人社団更生会

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、社会医療法人社団更生会と称する。

第2条 本社は、事務所を愛媛県西条市大町739番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院及び介護老人保健施設の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) 社会医療法人社団更生会 村上記念病院 愛媛県西条市大町739番地

(2) 社会医療法人社団更生会 介護老人保健施設水都苑 愛媛県西条市大町739番地

2 本会社が西条保健所長から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院の名称は、次のとおりとする。

(1) 愛媛県医療計画に記載された救急医療（社会医療法人社団更生会村上記念病院）

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び介護老人保健施設を経営するほか、次の業務を行う。

(1) 西条市在宅介護支援センター水都苑の経営 愛媛県西条市大町739番地

(2) 保育所の経営 愛媛県西条市大町739番地

(3) 西条市から委託を受けて行う乳幼児健康支援デイサービス事業

(4) 訪問介護事業

(5) 認知症対応型通所介護事業

(6) 介護予防認知症対応型通所介護事業

(7) サービス付き高齢者向け住宅事業 愛媛県西条市大町字受303番地1

(8) 複合型サービス事業 愛媛県西条市大町字受303番地1

第6条 本社は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

(1) 不動産賃貸業

第3章 資産及び会計

第7条 本社の資産は次のとおりとする。

(1) 設立当時の財産

- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事業所において備え置くものとする。

第8条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を西条保健所長に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第15条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

うち 理事長 1名

(2) 監事 2名以上4名以内

2 本団に次の役職を置くことができる。

(1) 常務理事 1名

(2) 会長 1名

(3) 相談役 3名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数分の3分の1を、他の同一団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

3 理事長は、理事会の互選によって定める。

4 常務理事は、理事会の互選によって定める。

5 会長は、理事のうち、本団の創設者又は理事長であった者若しくは本団の創設・運営に特に功績の大きい者の中から理事会において選出する。

6 相談役は、本団の役員若しくは従業員であった者又は現に従業員である者あるいは広く一般から特に本団の運営に寄与し得ると認められる者を理事会の承認を得て、理事長が選任する。

7 本団が開設する病院及び介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

8 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再任を妨げるものではない。

9 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は、本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処理する。

4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 会長は、対外的業務を主として行い、理事長に事故があるときは、常務理事に優先してその職務を行う。

6 相談役は、本団の運営に関する理事長からの諮問に応えるものとする。

7 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを西条保健所長又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 8 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。
- 第18条 役員の任期は、2年後の5月定時社員総会終了時までとする。ただし、再任を妨げるものではない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 社員

- 第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 第21条 本社の社員となろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- 2 社員は、次に掲げる者から理事会において推薦された者とする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
 - (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
 - (3) 医療を受ける者
 - (4) 本社の社員として特に必要と認められる者
 - 3 社員の選任にあたっては、社員の数が理事の数の同数以上とする。
 - 4 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
- (1) 除名
 - (2) 死亡

(3) 退社

2 社員であって社員たる義務を履行せず、本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、3月及び5月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)

(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本団体の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会及び社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長は確実にこれを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時
- (2) 社員又は理事の現員数
- (3) 出席した社員、理事の氏名
- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には、議長及びその会議において出席理事又は出席社員の中から選出された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第33条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第34条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、西条保健所長の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第35条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療法人との合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 設立認可の取消し
- 2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、西条保健所長の認可を受けなければならない。

第36条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、西条保健所長にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
 - (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し

第37条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第38条 本社は、総社員の同意があるときは、西条保健所長の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第 39 条 本団の公告は、官報（及び愛媛新聞）によって行う。

第 40 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附則

第 1 条 この定款は、愛媛県知事の認可があった日から施行する。

第 2 条 本定款施行の時の役員は次のとおりとし、その任期は本定款施行の時に始まり、
第 13 条の規定による。

理事長	村上徳太郎
常務理事	青野 要
理 事	遠藤 徹
同	菅 安雄
同	松村克己
同	村上義一
監 事	村上栄一

- 附則 (昭和28年10月3日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (昭和41年11月9日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (昭和52年1月27日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (昭和58年6月28日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成2年9月3日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成7年8月11日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成8年4月24日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成9年2月12日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成10年3月13日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成12年2月23日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成16年6月4日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
- 附則 (平成18年4月20日)
この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附則 (平成19年8月2日)

この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附則 (平成20年4月18日)

この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附則 (平成20年12月1日)

第1条 この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。

第2条 定款第17条第1項の規定にかかわらず、社会医療法人認定時の役員の任期は、次の5月に開催される定時総会までとする。

附則 (平成21年4月10日)

この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。

附則 (平成24年6月12日)

この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。

附則 (平成25年4月1日)

この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。

附則 (平成25年11月28日)

この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。

附則 (平成26年12月5日)

この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。

附則 (平成28年6月9日)

この定款は、西条保健所長の認可のあった日から施行する。